

各務原市

産後ケア事業

各務原市では、お母さんの体調がよくない、赤ちゃんのお世話の仕方が分からないなど、産後に心身のケアや育児のサポート等が必要な方を対象に、産後ケア事業を実施しています。

対象者

生後 12 か月未満の赤ちゃんとお母さんで、産後ケア事業を必要としている方
(各務原市に住民票がある方)

※産後ケア事業の内容をご説明し、お母さんの体調やご意向をお聞きした上で、市が産後ケア事業の利用を決定します。

※母子のいずれかが感染症にかかっている方や専門的な医療が必要な方は利用できません。

内容

- お母さんと赤ちゃんの保健指導や授乳指導（乳房マッサージを含む）
- お母さんの療養上の相談又は支援
- お母さんの心理的ケアやカウンセリング
- 育児の方法についての具体的な指導又は相談

【宿泊型】 ※24 時間以内

(例)

10 時	—	12 時	—	18 時	—	20 時	—	翌日	—	7 時	—	10 時
入所		昼食		夕食		就寝		朝食		退所		

各種ケアや相談、保健指導

各種ケアや相談、保健指導

【通所型】 ※7 時間以内

(例)

10 時	—	12 時	—	16 時
通所		昼食		退所

各種ケアや相談、保健指導

【訪問型】 ※3 時間以内

(例)

9 時	—	—	—	12 時	又は	13 時	—	—	—	16 時
-----	---	---	---	------	----	------	---	---	---	------

各種ケアや相談、保健指導

各種ケアや相談、保健指導

利用料金等

*実施場所、申請書などは、
市のホームページ「産後ケア事業」を
ご覧ください ⇒



メニュー	宿泊型	通所型	訪問型
実施場所	市が指定する助産院や医療機関に宿泊	市が指定する助産院や医療機関に通所	お宅に助産師が訪問
利用可能日数	6泊7日まで	6日まで	6日まで
利用料金	1泊2日 5,000円 (24時間以内・3食付) ※多胎児の場合は一人あたり930円加算 ※生活保護世帯の方、市町村民税非課税世帯の方は1,500円 ※食事をキャンセルされても利用料金は変わりません	1日 3,000円 (7時間以内・1食付) ※多胎児の場合は一人あたり375円加算 ※生活保護世帯の方、市町村民税非課税世帯の方は無料 ※食事をキャンセルされても利用料金は変わりません	1日 2,250円 (3時間以内) ※生活保護世帯の方、市町村民税非課税世帯の方は無料

※実施場所、利用日については、市が施設の受け入れ状況等を確認して調整しますので、希望の日程や施設で利用ができない場合があります。
※利用料金は令和5年度の料金です。

利用方法

原則、利用を希望される日の3日前まで（土日祝日、年末年始、時間外除く）に下記まで申請してください。

利用までの流れ

電話等で相談 ⇒ 申請（申請書、アンケートの記入）※電子申請も可
⇒ 本人またはご家族との面接等（体調や意向などを聞き取り）
⇒ 施設との調整 ⇒ 利用決定 ⇒ 産後ケア事業の利用

とてもリラックスできた

助産師さんに話をきいて
もらって安心した

きめ細かい授乳指導をう
けて、帰宅後、楽になった

利用者の声

育児の悩みを聞いていた
だき、対処法を教えても
らったりして不安が
軽減された

赤ちゃんに向き合う
時間が作れた

【お問い合わせ】

各務原市子ども家庭支援課（市役所1階）

母子健康包括支援センター「クローバー」

TEL 058-383-7204

